



法隆寺(斑鳩町)

「被疑者国選弁護制度」の対象事件が拡大されました

平成21年5月21日より被疑者に対する「国選弁護制度」の対象事件が拡大されました。

制度施行の平成21年5月、6月と件数が前年度に比べ増加しています。【表1】

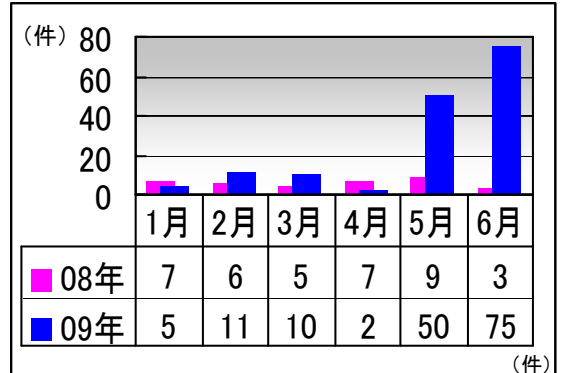
法テラスでは国選弁護人候補者の裁判所への指名通知、報酬・費用の算定と支払業務をおこなっています。

「国選弁護制度」とは？

刑事事件における、被疑者や被告人が経済的な理由で弁護士に依頼できない場合や依頼をしても受任する弁護士がいない場合に、弁護士会からの名簿に基づいて法テラスが候補者を探し、裁判所へ通知する制度です。(弁護士費用は国が負担する場合もあります。)

この制度は平成18年に被告人のみに限られていた対象を被疑者にも拡大。(ただし、重大事件(殺人や強盗など)のみに限る)今年5月21日からは「弁護人がいなければ裁判ができない事件(必要的弁護事件)」「窃盗や傷害など」に対象が拡大されました。

【表1】被疑者国選弁護人候補者指名通知件数



法テラスは裁判員制度に関する情報提供も行っています。

5月21日といえば「裁判員制度」のスタートの日です。

法テラスでは最高裁判所をはじめとする関連機関のご協力のもと「裁判員制度」に関する問合せも受付けております。

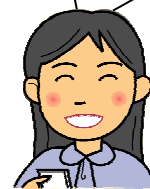
お気軽に法テラスコールセンター(0570-078374)へお電話ください。

情報提供でよくある問合せ

法テラスでは法的なトラブルをはじめ様々な問合せを受付けております。平成21年4月1日～8月15日の期間に受付けた質問の中で最も多い問合せ内容上位5つをご紹介します。

順位	分類	問合せ内容	検索キーワード
1	金銭の借入れ	債務の整理をしたいと考えています。どのような方法がありますか？	「債務の整理」
2	男女・夫婦	調停離婚とは、どのような離婚のことですか？	「調停離婚とは」
3	男女・夫婦	家庭裁判所の調停は、離婚をしたくない場合も利用できるのですか？	「離婚をしたくない」
4	男女・夫婦	離婚後の子どもの養育費は、どのように算出されるのですか？	「子どもの養育費」
5	男女・夫婦	交通事故でケガをしました。どのような損害の賠償ができますか？	「交通事故でケガ」

回答は法テラスホームページ「FAQ検索」で左表の「検索キーワード」で検索するとご覧になれます。



ホームページの右上の「FAQ検索」をクリック



法テラス奈良 情報提供窓口 (午前:9時～12時 / 午後:13時～16時まで)

0503383-5450

2008年12月1日より

犯罪被害者のための新しい制度がスタート



被害者参加制度

これまでは傍聴席で見守るしかなかった殺人や傷害事件などの被害者やご遺族などが、刑事裁判の場で被告人に対して質問するなど、直接裁判に参加できる制度です。

Q1 誰でも利用できるの？

以下の犯罪被害者本人や法定代理人、被害者本人が亡くなった場合や心身に重大な故障がある場合の被害者の配偶者、直系親族、兄弟姉妹が利用できます。

- ① 殺人、傷害など、故意の犯罪行為により人を死傷させた罪
- ② 強制わいせつ、強姦などの罪
- ③ 自動車運転過失致死傷などの罪
- ④ 逮捕および監禁の罪
- ⑤ 略取、誘拐、人身売買の罪
- ⑥ ②～⑤の犯罪行為を含むほかの犯罪
- ⑦ ①～⑥の未遂罪

Q2 制度を利用すると何ができるの？

- ① 裁判に出席すること
- ② 検察官の権限行使に関して意見を述べ、説明を受けること
- ③ 証人に尋問(質問)すること
- ④ 被告人に質問をすること
- ⑤ 事実関係や法律の適用について意見を陳述すること

Q3 どうすれば制度を利用できるの？

被害者参加人として裁判に参加するには裁判所の許可が必要です。事件を担当する検察官に被害者参加をしたいことを申し出てください。

奈良地方検察庁 (0742-27-6861)

被害者参加人のための国選弁護制度

経済的に余裕がない方でも弁護士の援助を受けることができるよう、裁判所が弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度です。

Q1 誰でも利用できるの？

流動資産が150万円未満の被害者参加人が利用できます。超える場合でも、犯罪被害を原因とした治療費などを考慮することができます。

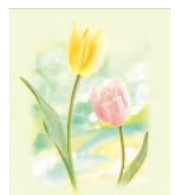
Q2 制度を利用すると何ができるの？

被害者参加人としてできることを代理人として弁護士に委託することができます。

Q3 どうすれば制度を利用できるの？

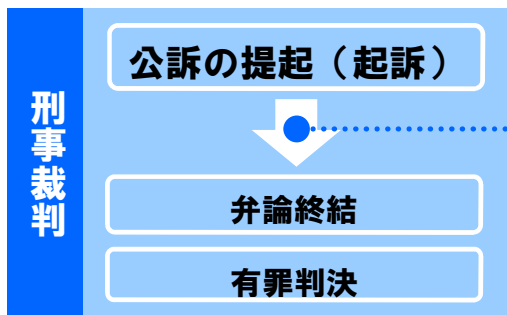
「法テラスへ選定請求(申込み)」をする必要があります。(請求に必要な書類は法テラスホームページからダウンロードできます) 申込みは、お近くの法テラスで(事件の管轄や居住地などは関係なく、全国の法テラスで受け付けています。) その後、法テラスから裁判所へ被害者参加弁護士候補者の指名通知を行います。

法テラスは被害者参加国選弁護人の選定業務をおこなっています。選定請求(申込み)は全国の法テラスで受け付けています。



損害賠償命令申立制度

刑事事件を担当した裁判所が、有罪の言い渡しをした後、引き続き損害賠償請求についての審理も行い、加害者に損害の賠償を命じることができる制度です。



刑事裁判記録は引き継がれます。

POINT1 刑事裁判中に、損害賠償命令の申立が可能

- 対象事件は殺人、傷害、強制わいせつなど一定の事件に限られています。
- 申立期間：起訴から弁論手続が終了まで。
- 申立先：対象となる刑事裁判と同じ裁判所。
- 申立手数料：2,000円（定額）



刑事裁判記録は引き継がれます。

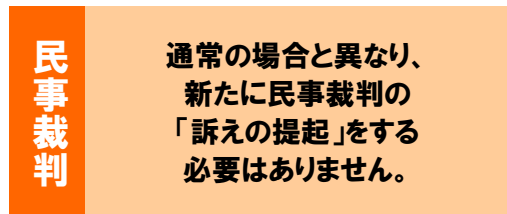
決定に対し、異議申立てがなされた場合

POINT2 刑事裁判を担当した裁判官が引き続き担当

- 刑事裁判を担当した裁判官が、刑事裁判の記録に基づいて引き続き損害賠償命令についての審理を行うので、新たに民事裁判を起こすことに比べ、被害者の方の立証の負担が軽減されます。

POINT3 決定は確定判決と同一の効力

- 審理の結果の「決定」は、民事裁判の確定判決と同一の効力があります。
- この決定に、「異議申立て」がなされた場合は、そのまま民事裁判の手続に移ります。



POINT4 法テラスの民事法律扶助がご利用いただけます。

- 「損害賠償命令」に関する手続きやその後の民事裁判では法テラスの「民事法律扶助制度」の利用が可能です。
- 法テラスでは犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介しております。

被害者参加制度をはじめとする各種制度に関するお問合せは法テラスへ！

犯罪被害者支援ダイヤル
なくことないよ

0570-079714

利用料:0円 通話料:全国一律3分8.5円
PHS・IP電話からは 03-6745-5601
平日:9:00~21:00 土曜日9:00~17:00





自殺予防週間のお知らせ(9月1日~16日)

本年度の「自殺予防週間」は9月1日~16日までの1週間となります。法テラスに寄せられる問合せの中でも自殺願望や自殺の経験についてお話をされる方もいらっしゃいます。

法テラスでは、法的な解決を要する問題については、適切な法制度や相談窓口をご紹介するほか、精神的なケアや生活福祉面での対応を要すると思われるケースについても支援窓口等のご紹介を行っています。

○内閣府ホームページ「自殺対策」

<http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/index.html>

○奈良県ホームページ「奈良県の自殺の予防」

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-5534.htm



ニュースレターをホームページからご覧いただけます！



法テラス奈良のホームページにてニュースレターの掲載を始めました。

最新号およびバックナンバーをご覧いただけます。

過去に発行したニュースレター 一覧



	掲載内容
第4号 平成21年7月	「法テラス奈良」業務実績 「法テラス奈良法律事務所」開設
第3号 平成20年4月	「憲法週間」記念無料相談会の お知らせなど
第2号 平成20年3月	「法テラス奈良」業務実績
創刊号 平成20年2月	法テラスの業務紹介 「法テラス南和」開設

各種のご寄附をお受けしています。篤志家寄附、遺贈による寄附、相続財産の寄附等



法テラスは、特定公益増進法人(所得税法、法人税法、租税特別措置法)に指定されておりますので、税制上の優遇措置を受けることができます。

お受けした寄付金は、法テラスが行う公益性の高い各種業務の事業費や運営費に使用させていただきます。

※ご寄附のお申込み・お問い合わせは、法テラス奈良まで

<http://www.houterasu.or.jp/nara>

法テラスの各種サービスはコチラから

日本司法支援センター 奈良地方事務所



営業時間：平日(9:00~17:00)



〒630-8241 奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6階
TEL 0503383-5450 / FAX 0742-24-3213

法テラスの法律事務所

法テラス南和 法律事務所

スタッフ弁護士：西木 秀和

〒638-0821 吉野郡大淀町下湊68-4 やすらぎビル4階
TEL 0503383-0025 / FAX 0747-52-9179

法テラス奈良 法律事務所

スタッフ弁護士：佐藤 朋子

〒630-8241 奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6階
TEL 0503383-0514 / FAX 0742-24-3501